

## ISO14001:2015 と順守義務 (第 2 回)

### 順守義務の適用範囲その1

今回は、2015 年版の順守義務における適用範囲として前半(その1)を述べたい。ISO14001:2015 では、環境マネジメントシステムを確立、実施するための前提条件として「4.1 組織及びその状況の理解」「4.2 利害関係者のニーズ及び期待」が加わった。このうち、利害関係のニーズ及び期待は順守義務に関連している。

#### 1. 「4.2 利害関係者のニーズ及び期待の理解」の解釈

4.2 利害関係者のニーズ及び期待で決定しなくてはならないのは、以下の 3 点である。

- ① 環境マネジメントシステムに関連する利害関係者
- ② 利害関係者の関連するニーズ及び期待(要求事項)
- ③ ニーズ及び期待のうち、順守義務となるもの

まず決定するのは利害関係者である。利害関係者は定義 3.1.6 で「例 顧客, コミュニティ, 供給者, 規制当局, 非政府組織 (NGO), 投資家, 従業員」とあり 2004 年版から変わっていない。次にこの利害関係者の要求事項を決定する。2015 年版は 5.1 リーダーシップ及びコミットメントの c) 項で「組織の事業プロセスへの環境マネジメントシステム要求事項の統合を確実にする」ことが要求されているように、経営と環境の一体化が最大のテーマになっている。経営と環境の一体化を進めるために、利害関係者の要求事項を従来の範囲で良いのか検討する必要がある。この利害関係者の要求事項は付属書 A.4.2 では「内部及び外部の利害関係者から表明されたニーズ及び期待についての一般的な(すなわち、詳細ではなく、高いレベルで)理解を得ることが期待されている。」とあり、細かく洗いだす必要はなく、経営上考慮しなくてはならないレベルのことを決定すれば良い。

顧客からの要求でいえば、個々の顧客の仕様レベルの要求事項よりも、環境面で顧客ニーズとして考慮しなくてはならないことがあるかどうかを検討する。例えば、省エネ製品、コンパクトな省資源型製品、メンテナンスフリーな製品等の環境に関連するニーズがあるかどうかである。

一例だがある建築資材を製造している会社に訪問した際に、建築業界では現場の人手不足が深刻であり、現場加工が少ない製品が求められているとの話があった。現場の手間を減らすことは、顧客の環境上の負荷を低減することになり、建築資材を製造している会社にとっては事業を拡大するチャンスになる。この会社は実際に現場加工が少ない製品を開発中とのとこだった。こうしたことが 2015 年版の利害関係者の要求事項としてとらえるべきことであろう。

次に順守義務とするかどうかを決定する。順守義務とすると法令と同じレベルで順守することが必要になる。法令以外のその他の要求事項を順守義務とすると重たく感じるのは、この点である。先の例では、顧客ニーズに対し対応はしているが、これが法令と同じとなると抵抗があるかもしれない。この場合は、利害関係者の要求事項として決定するが、順守義務としては決定しないことでも良い

だろう。

## 2. 「4.2 利害関係者のニーズ及び期待の理解」のプロセス

2015年版では利害関係者のニーズ及び期待を、文書化した情報(以下文書)とする要求はない。では、文書にしなくて済むだろうか。9.3 マネジメントレビューでは、「順守義務を含む、利害関係者のニーズ及び期待」の変化を考慮することが要求されている。考慮するためには過去からの変化を分析する必要があり、分析するには文書化しないと難しいと思える。2004年版でも、文書化することは要求されていないが、実質文書化しないと運用が難しい場合がある。例えば、4.3.2 法的及びその他の要求事項には文書化の要求はないが、法規制等の要求を文書にしておかないと、運用は困難だろう。規格要求ではないが、利害関係者の要求事項は文書としておいた方が良いだろう。

利害関係者の要求事項の決定プロセスは以下の3つの方法が考えられる。

### ① 事業計画策定時に決定

事業計画策定の際に、事業環境を分析するため、この際に利害関係者の要求事項を明確にする方法である。当然、事業計画は既に利害関係者の要求に応えたものになっているはずであるが、環境面に照らし十分であるかの検証は必要であろう。文書化は事業計画又は検討資料の中に示されていれば問題ない。

また大企業であれば有価証券報告書、統合報告書、CSR報告書、環境報告書に記載されている場合がある。明瞭に利害関係者の要求事項と項目を立てて記載していなくとも、事業環境分析や環境に関する計画策定の前提条件として示されているならば、それで良いだろう。

### ② ISO14001の中で独自に決定

ISO14001の中で独自に決定する方法、例えば“利害関係者の要求事項表”などを事務局が作成し、年度で更新してゆく方法である(図表1参照)。事業計画で外部環境を分析するプロセスが明確でない場合も、一旦作成すれば今後はこれを利用すれば良く、組織の経営資料として役立てることができる。ISO14001の運用を経営企画部門が実施していれば、自らの業務の一環として作成すれば良いだろう。環境面だけの利害関係者の要求事項を抽出することが難しければ、考え得る利害関係者の要求事項を幅広くとらえ、その中から環境に関するものを抽出し、決定することで良いだろう。

図表1 利害関係者の要求事項表

利害関係者	ニーズ及び期待(要求事項)	順守義務
顧客(納入先、消費者)	多品種少量発注	—
	省エネ製品	—
	自社環境性能(自社ラベル等)の順守	○
地域(周辺住民、自治会)	地域協定順守	○
	地域活動への参加	—
業界他社	業界団体取り決め順守	○
行政	環境法令順守	○

NGO	原材料の持続可能性への配慮	—
	海外委託先への労働環境への配慮	—
投資家	利益の向上	—
	持続可能な事業活動	—
従業員	働きやすい労働環境	—
	環境事故防止	—
	持続可能な事業活動	—

### ③ マネジメントレビューで決定

マネジメントレビューでは、利害関係者のニーズ及び期待の変化を考慮することになっており、考慮するには、報告することが必要である。2015年版に対応した最初のマネジメントレビューにおいては、前回の報告がないため、変化のみならず利害関係者の要求事項全体を報告する必要がある。この機会に、トップに内容を確認、指示をいただくことで決定とすることで良いだろう。マネジメントレビューはPDCAの最後に来るが、2015年版運用の最後に実施しては、利害関係者の要求事項を踏まえた環境マネジメントシステムにならない。2015版を運用する最初、又は2004版の最後のマネジメントレビューで利害関係者の要求事項を含めることが必要である。1度実施すれば、2回目以降はマネジメントレビューの都度、実施すれば良いだろう。この方法は2004年版でも実施しているシステムに追加するだけで比較的取組易い。トップに報告するには、図表1のような資料は必要になるだろう。なお、2015年版の運用の最初にマネジメントレビューを実施した場合でも、審査前には2015年版の運用実績に基づいたマネジメントレビューを別途実施する必要がある。

### 3. 決定後の扱い

利害関係者の要求事項と順守義務を決定したならば、その後は環境マネジメントシステムの中で決定したことを活用してゆくことが必要である。2015年版では順守義務に関連する要求は第1回の連載で示したように16か所あるが、利害関係者の要求事項に限定すると意外と少なく、「6.1 リスク及び機会への取組み」「9.3 マネジメントレビュー」の2か所になる。

2015年版改訂の重要事項である経営と環境の一体化を実践するためのツールとして用意されたのが、4.1 外部及び内部の課題、4.2 利害関係者の要求事項の決定、これを踏まえ6.1.1 リスク及び機会を決定し、これを環境マネジメントシステムの中で管理するという一連の要求事項である。

6.1.1 ではリスク及び機会の原因として環境側面、順守義務が含まれていることは前回解説をしたが、利害関係者の要求事項を原因とするリスク及び機会も検討する必要がある。利害関係者の要望事項を環境マネジメントシステムで管理するには、利害関係者の要望事項を順守義務とする方法があり、もう一つは利害関係者の要求事項に関するリスク及び機会を決定する方法がある。

順守義務と決定したものは6.1.3 順守義務でより具体化することが必要になる。これらの対応については次回に説明したい。

以上